東京藝術大学大学院における「独占禁止法教室」の開催について

令和８年１１月２５日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１　日　時　　令和８年１２月１日（火）　１４：４０～１５：１０

２　場　所　　東京藝術大学大学院　万国橋校舎
横浜市中区海岸通４－２３　万国橋会議センター３階

３　講　師　　公正取引委員会事務総局職員

４　対象者　　東京藝術大学大学院　映像研究科アニメーション専攻

５　内　容　　アニメの制作現場における取引の適正化に関する指針について

※　授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、令和８年１１月３０日（月）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先　　公正取引委員会事務総局官房総務課
電話　０３－３５８１－３６４９（直通）
ホームページ　　https://www.jftc.go.jp/

別紙

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。



※　授業構成は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※　独占禁止法教室は、学校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※　講師謝金は必要ありません。

主な開催校（令和７年度）

北海道大学、北海道科学大学、北海商科大学、小樽商科大学、北海学園大学、札幌学院大学、北星学園大学、専門学校札幌デザイナー学院、青森公立大学、弘前大学、東北大学、国際教養大学、山形大学、秋田大学、宮城大学、福島大学、白鷗大学、学習院大学、慶應義塾大学、青山学院大学、駒澤大学、成城大学、横浜国立大学、中央大学、拓殖大学、東京都立大学、日本女子大学、一橋大学、法政大学、早稲田大学、立正大学、明治学院大学、信州大学、富山大学、金沢学院大学、岐阜大学、静岡大学、常葉大学、南山大学、中京大学、名古屋大学、名古屋工業大学、名古屋市立大学、日本福祉大学、同志社大学、立命館大学、関西大学、兵庫県立大学、神戸大学、甲南大学、神戸市外国語大学、帝塚山大学、和歌山大学、京都大学、近畿大学、鳥取大学、岡山大学、広島経済大学、広島修道大学、広島大学、福山平成大学、安田女子大学、下関市立大学、徳島大学、香川大学、高松大学、愛媛大学、大分大学、北九州市立大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学など

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年　度	中学校	高等学校	大　学
Ｒ５年度	５４校	３６校	１４３校
Ｒ６年度	５０校	４６校	１４３校
Ｒ７年度	４２校	３９校	１２３校

